公告第１８号

公売公告兼見積価額公告書

令和８年９月１７日

滋賀県愛知郡愛荘町長
有村　国知

下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法第９５条および第９９条の規定により公告します。

公売財産 公売保証金 見積価額	売却区分	公売財産（名称・性質・所在・地上権等の内容・その他）	公売保証金	見積価額（最低公売価額）
	第１号	別紙のとおり	150,000 円	1,410,000 円

公売方法		期間入札
公売参加申込期間		令和８年９月１８日（金）午後１時００分から令和８年１０月６日（火）午後１１時００分まで
公売保証金納付期間		令和８年９月１８日（金）午後１時００分から令和８年１０月８日（木）午後４時３０分まで
入札期間		令和８年１０月１３日（火）午後１時００分から令和８年１０月２０日（火）午後１時００分まで
公売場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
最高価申込者決定日時	日　時	令和８年１０月２０日（火）　午後２時００分
	場　所	滋賀県愛知郡愛荘町役場税務課（滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地）
売却決定	日　時	令和８年１１月１０日（火）　午前１０時００分
	場　所	滋賀県愛知郡愛荘町役場税務課（滋賀県愛知郡愛荘町愛知川７２番地）
買受代金納付期限		令和８年１１月１０日（火）　午後　２時３０分
買受人についての資格その他の要件		１．この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条または同法第108条第1項該当者は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることはできません。 ２．愛荘町インターネット公売ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることはできません。

その他

１．本件公売は愛荘町インターネット公売ガイドラインに基づき実施します。愛荘町インターネット公売ガイドラインの内容を十分に確認してください。
２．公売財産の入札にかかる買受の申込をしようとする者は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きおよび暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出が必要です。
３．公売保証金の提供を要する公売財産の入札は、その提供後でなければ入札できません。
４．一度行なった入札は、変更または取消しができません。
５．見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は買受申込価額となります。
６．入札者に国税徴収法第１０８条各号および同条第５項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
７．最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札処理（令和８年１０月２０日（火）午後１時００分から午後２時００分までの間に実施）後の３時間、追加入札を実施します。追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価格申込者を決定します。
８．最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上でかつ最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。
９．公売財産に係わる徴収金の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
10．公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。愛荘町は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。
11．愛荘町は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。
12．公売による権利移転に伴う費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。
13．買受人が地目または地積の変更の登記や建物の表題登記の申請をしなければならない場合があります。
14．公簿面積と現況が異なる場合があります（現況有姿で引き渡されます）。境界は買受人が隣地所有者と協議してください。
なお、公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き 、鍵などの引渡しなどは、全て買受人が行うことになります。
これらのことについて、紛争が生じても愛荘町は関与しません。
15．その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
16．紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
17．入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に愛荘町は何ら補償しません。
18．公売参加申込期間および入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を愛荘町に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、愛荘町税務課湖東分室に用意してあります。